

地方独立行政法人桑名市総合医療センター参与規程を次のように定める。

平成30年 4 月23日

地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長 竹 田 寛

地方独立行政法人桑名市総合医療センター参与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「法人」という。）における参与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法人における運営事項又は専門的事項の推進に資するため、参与を置くことができる。

(職務)

第3条 参与は、法人運営に関し助言を行うとともに、相談に応ずるものとする。

2 次条第2項の規定により専門的事項の指定を受けた参与は、当該事項を担当する部課室等の長（以下「所属長」という。）に対し、識見を教示するものとする。

3 参与は、必要があると認めるときは、所属長と協議の上、部課室等に属する職員に対して教示できる。

(委嘱)

第4条 参与は、法人に関し特に功労が顕著であった者又は法人運営に関し豊富な経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

2 理事長は、必要と認めるときは、専門的事項を指定して参与を委嘱することができる。

(委嘱期間)

第5条 参与の委嘱期間は1年とする。ただし、理事長が必要と認めるときは、その委嘱期間を更新することができる。

(解職)

第6条 参与が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長はその職を解くことができる。

(1) 参与が、退職を願い出たとき。

(2) 法人が定める服務関連規程に反する行為をしたとき。

(服務)

第7条 参与の服務は、正規の職員の例による。

(勤務)

第8条 参与の勤務は、正規の職員の例により理事長が定める日とする。

(報酬)

第9条 参与の報酬は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員給与規程（平成21年10月1日制定。以下「給与規程」という。）第17条（再雇用職員の基本給月額）を準用する。

(旅費)

第10条 参与が業務のため出張したときは、正規の職員に準じた旅費を支給する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年 5 月 1 日から施行する。